

第2期さいたま市子ども・子育て支援事業計画 策定概要

1 概要

子ども・子育て支援法に基づき、質の高い幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業等を計画的に実施するため策定した「さいたま子ども・青少年のびのび希望プランーさいたま市子ども・子育て支援事業計画ー」の計画期間が令和元年度末をもって終了するのにあたり、「第2期さいたま市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定する。

本計画には、国の基本指針に基づく記載事項として、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業について、本市が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載する。また、都道府県子ども・子育て支援事業計画で指定される事業のうち、指定都市が処理することとされるものについて記載する。

なお、第2期計画には、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策についての計画」及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」を包含し、子ども・青少年に関する施策を掲載する。

2 計画期間

令和2年度～令和6年度（5年間）

3 包含計画

- ・市町村行動計画（次世代育成支援対策推進法）
※「母子保健計画」及び「子ども・若者計画」を含む
- ・子どもの貧困対策についての計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律）
- ・自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法）

4 対象

すべての子ども・青少年とその家庭、事業者、行政などすべての個人及び団体を対象とする。ただし、一部の施策についてはおおむね40歳未満までの若者も対象とする。

5 記載事項

- (1) 教育・保育提供区域の設定（行政区）
- (2) 各年度における幼児期の教育・保育の量の見込み・提供体制の確保の内容及び実施時期
- (3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・提供体制の確保の内容及び実施時期

※ 地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業
 - ・放課後児童クラブ
 - ・乳児家庭全戸訪問事業
 - ・地域子育て支援拠点事業
 - ・病児保育事業
 - ・妊婦健康診査
 - ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
 - ・時間外（延長）保育事業
 - ・子育て短期支援事業
 - ・養育支援訪問事業
 - ・一時預かり事業
 - ・ファミリー・サポート・センター事業
 - ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (4) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - (5) 子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する施策
 - ・児童虐待防止対策の充実
 - ・関係機関との連携及び相談体制の充実
 - ・社会的養護施策の充実
 - ・ひとり親家庭の自立支援の推進
 - ・障害児施策の充実
 - ・子どもの貧困対策の充実

6 掲載事業

- (1) 各計画を策定するうえで、法律・基本指針等で必須又は任意として指定されている事業
- (2) 上記以外で、事業の推進が本市として重要なものであり、令和2年度～令和6年度の5年間において継続して実施・進行管理をする必要のある事業

7 推進体制

さいたま市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（地方版子ども・子育て会議）において、毎年度点検・評価を行う。